

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人済美会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、金沢大学における医学研究への奨励助成、附属病院における患者への慰安救援、医療環境充実への助成並びに職員及び学生の学事研修等への便宜供与を行い、もって医学の振興と社会文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 医学研究の奨励助成
- (2) 患者の慰安及び救援
- (3) 附属病院運営助成
- (4) 職員及び学生に対する学事研修の奨励助成及び福利厚生
- (5) 患者の療養に必要な諸施設の便宜供与
- (6) 患者、職員及び学生に対する必需品の供給
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の寄付行為で資産として整理された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会でこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として定めた財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむことを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は除外する場合には、理事会及び評議員会において承認を得なければならない。

(財産の管理運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産運用管理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
 - (6) 公益目的支出計画実施報告書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第6号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(剰余金の分配)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって

- 償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において承認を得なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則)

- 第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

(評議員)

- 第14条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員長とし、評議員会で選定する。

(評議員の選任及び解任)

- 第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。
- 2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(権限)

- 第16条 評議員は、評議員会を組織し、第20条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、任期満了又は辞任により退任した後も、第14条第1項で定めた員数が欠けた場合には、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

- 第18条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(組織)

第19条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員及び評議員の選任又は解任
- (2) 役員の報酬の額
- (3) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分または除外
- (6) 長期借入金
- (7) 重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 残余財産の処分
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が召集する。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員長がこれにあたる。

- 2 評議員長が欠席の場合は、出席評議員の互選により選定された評議員がこれにあたる。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項において、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 3 第1項の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議に加わることができる評議員

の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

5 前項の規定にかかわらず、目的、事業及び評議員の選任又は解任に係る定款の変更の決議は、議決に加わることができる評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

6 役員又は評議員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第25条 理事長が、評議員会の議事に付す事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第6章 役員等

(役員を設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、専務理事を置き、業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第28条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議により選定する。
- 3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても

同様とする。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事はこの法人の事務局を統括し、日常の恒常業務を担当する。
- 4 業務執行理事は、この法人の業務の一部を分担執行する。
- 5 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第27条第1項で定めた員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には報酬等を支給することができる。

2 前項ただし書きに関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員の報酬に関する規則による。

(顧問)

第34条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、病院運営に精通する者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会及び評議員会から諮問された事項について意見を述べること。

4 顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第36条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 事業計画及び収支予算の承認

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(5) 公益目的支出計画実施報告の承認

(6) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(7) 重要な規則等の制定及び改廃

(8) 重要な財産の処分及び譲受けの決定

(9) 長期借入金の決定

(10) 重要な使用人の選任及び解任

(11) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(12) 基本財産の決定

(13) 基本財産の処分又は除外

(14) その他法令又は定款で理事会の職務と定める事項

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、法令に定めのあるもののほか、理事長が必要と認めたとときに開催する。

(招集)

第38条 理事会は、法令に定めのあるもののほか、理事長が招集する。

- 2 理事会は、会議の日時、場所、議事に付す事項を記載した書面をもって招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、専務理事が代行する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項において、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 3 第1項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第41条 理事長が、理事会の議事に付す事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することが出来る。

2 前項の規定は、この定款の第3条,第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第45条 この法人が解散等により精算するときに有する残余財産は、評議員会の決議
を経て、この法人と類似の事業を目的とする公益法人、公益社団法人及び公益財団
法人の認定に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団
体に贈与するものとする。

第9章 事務局等

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 部長以上の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常時備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認可、許可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 事業計画及び収支予算に関する書類
 - (6) 事業報告及び収支決算に関する書類
 - (7) 公益目的支出計画実施報告に関する書類
 - (8) 監査報告に関する書類
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、石川県において発行する北国新聞に掲載する。

第11章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は 市村 昇一 とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
太田 哲生、金子 周一、長瀬 啓介、宮本 謙一、山本 健

附 則

この定款は、平成26年11月10日から施行する。